# 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 (7月分) オンライン申請マニュアル

### ご案内

- ◆提出が必要な書類一覧 (提出書類をご準備の上、電子申請を行ってください。)
- ①埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 給付申請書 (※当サイトより電子申請の場合は不要です)

### ②本人確認書類【個人事業者のみ】

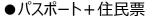
以下のいずれかの書類のコピー又は写真(住所の確認ができるもの)

運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面)、写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面)、在留カード、 特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住 民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証

●運転免許証(両面)









- ③酒類協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、預金種別、口座番号、 口座名義人(カナ)が分かる通帳等のコピー又は写真
- ※通帳を開いた1・2ページ目のコピー又は写真を添付してください。
- ※紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画像を提出してください。





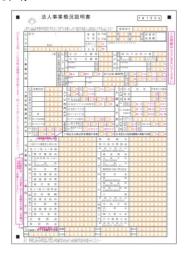
#### ④ - 1 【基準月:2019年又は2020年】売上が確認できる書類のコピー又は写真

#### 確定申告書類

(中小法人等の場合)

- 法人税の確定申告書別表一の控え
- ・法人税の事業概況説明書の控え(両面)



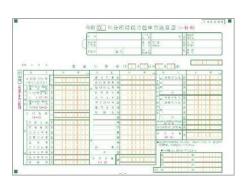




#### (個人事業者の場合)

- ・所得税の確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書(2枚:1・2ペーページ目)(青色申告の場合に限る)







- ※2019年と2020年を基準年とする場合は両方提出していただく必要があります。
- ※確定申告書第一表の控えには収受印が押印(税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日時が印字)されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知(メール詳細)の添付が必要です。
- ※個人事業者では、お持ちの確定申告書に収受日付印(受付日時の印字)が押されていない場合又は、 受信通知(メール詳細)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明 書(その2所得金額用)」を提出することで代替することができます。この場合、収受日付印のない確定 申告書類の控えと納税証明書を提出してください。
  - 中小法人等では、月間収入が確認できる書類(税理士による署名がなされたもの)を提出することで代替することができます。
- ※提出いただく確定申告書の受付日以降に法人の情報が変更されている場合は、法人の履歴事項全部証明書を併せて提出してください。
- ※マイナンバーが記載されている場合は、該当部分を黒塗り等してください。

### ④-2【対象月:2021年】帳簿書類、売上台帳等

- ※基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されているものを提出してください。形式の指定はありません。
- ※帳簿書類、売上台帳等で2021年の7月の売上を確認しています。
- <売上台帳として確認できる書類の例>
- 経理ソフトから抽出した売上データ
- ・エクセル等で作成した売上データ、手書きの売上帳の写しなど

(例)売」	上台帳	2021年7月		
売上日	摘要		売上	
4月1日	〇〇店	商品A	11,000	
4月5日	△△屋	商品B	55,000	
4月12日	(株) ◆◆	商品A	38,500	
4月20日	〇〇〇協力金		100,000	*
4月19日	(株)◆◆	商品A	55,000	
4月26日	(株)◆◆	商品B	55,000	
4月30日	◇◇◇店	商品A	165,000	
4月計			479,500	
479,500-100,000(〇〇〇協力金)=				
379,500				
※新型コロナウイルス対策に関連する給付金等は売上に計上しない				

⑤酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引を していることがわかる書類のコピー又は写真

#### 【基準月:2019年又は2020年の書類をご提出ください】

- (例) 請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など
- ※反復継続した取引とは、基準月における取引が月に2回以上あるものを指します。ただし、取引の形態によって複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引のみでも可とします。
- ※記載する取引内容が確認できる書類(納品書、領収書等)について、各月1回の取引分の資料を提出 してください。
- ※酒類が含まれない取引は、取引実績にカウントしません。
- ※緊急事態措置やまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供停止等を伴う休業・時短要請に応じた飲食店等との取引が対象となります。対象時期や区域にご注意ください。
  - なお、埼玉県内は全域の飲食店等が対象となりますので、県内の飲食店等との取引がある場合は優先して入力してください。
- ※飲食店等との取引が間接である場合には、飲食店等との間に経由した全ての事業者等との取引内容が確認できる書類を提出してください。



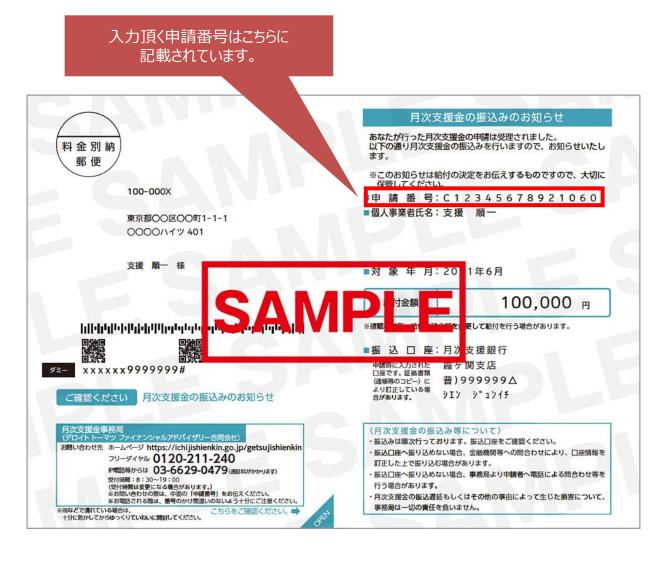
間接取引の場合は飲食店等との間に経由した<u>全ての事業者等との取引内容</u>が確認できる書類を提出してください。

例:申請者 X → 卸売 Y →飲食店等 Z の取引の場合、 Xから Y に対する納品書や請求書に加えて、

- ① Y から Z に対する納品書や請求書
- ② Yが X から購入した商品を Z に販売したことを認める書類 のいずれか

### ご案内

- ⑥酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコピー又は写真 (例:酒類販売業免許通知書、酒類製造免許通知書、酒類販売業免許資格証明書等)
- ※「酒類販売管理者標識」ではありません。お間違えのないようご注意ください。
- ※酒類販売業免許又は酒類製造免許を紛失した場合は免許を申請した税務署で資格証明書の発行を受けることは可能です。手続き方法等につきましては、各税務署にお問い合わせください。
- ⑦【売上減少率50%以上の月がある場合】 月次支援金の給付通知書(月次支援金の振込みのお知らせ)のコピー又は写真



1.TOPページにて中ほどの「申請方法について」の項目内にある赤枠内の「こちらの支給対象の確認」をクリックして申請を開始してください。

#### 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(7月分)



#### **NEWS & TOPICS**

#### 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(7月分)

申請期間: 2021/9/9(木)~2021/12/15(水)

#### 概要

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の<u>申請要領はごちら</u>をご確認ください。 なお、事業の詳細については埼玉県ホームページ<u>「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金に</u> ついて」よりご確認ください。(外部サイトにリンクしています。)

#### 給付対象者

- ・2021年7月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で15%以上減少している事業者(売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く)
- ・2021年7月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合は、国月次支援金を受給している事業者

#### 申請方法について

新規申請をする方は申請要領を確認の上、 「<u>こちらの支給対象の確認」</u>から申請をしてください。

申請方法についてはオンライン申請マニュアル (PDF)より、ご確認ください。 ※随時更新予定

当ページからの申請は全てオンラインにて入力し、関係書類は全てデータ化し提出をして ください。

※4・5・6月分を既に申請頂いている方も「新規利用登録」から申請をお願い致します。



- 2. (A) (B) に7月の月間売上をそれぞれ入力してください。
- 3.国月次支援金の受給についてご回答頂き、「申請登録へ」をクリックしてください。 (※売上減少率が50%未満の事業者はいいえを選択してください。)



本支援金は、売上減少率15%以上 (売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く) かつ

50%以上減少している月は、国月次支援金を受給している事業者が対象です。

### 事業対象外の場合

4.下記のページが表示された場合は本支給金への申請はできません。

※月間売上の減少率が50~70%未満の場合は、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の給付対象となる場合があります。



### 支給対象の場合

5.「申請者様の個人情報の取扱いについて」をご確認頂き、「承認する」をクリックしてください。 ※承認頂けない場合は申請ができませんので、ご了承ください。



- 1.申請種別を「個人事業者」「中小法人等」からご選択ください。
- ※種別により入力項目が異なりますので、お間違いないようお気をつけ下さい。
- ※登録後は種別の変更はできませんので、ご注意ください。



- ※入力例に従って申請者情報登録を行ってください。
- ※登録後は変更はできませんので、ご注意ください。

【個人事業者	の方】		
	★ 郵便番号:	330 -   9301 (例: 160-0011)   住所を自動入力	
	★ 都道府県:	埼玉県 ✔	
	★ 自宅住所:	さいたま市浦和区 ● ● 1-2-3	
	★ 氏名:	浦和太郎	
	★ 氏名(フリガナ): (全角カタカナ)	ウラワタロウ	
例)「1975/5/5」半角英数 で入力してください。	★ 生年月日:	1900/4/1	
	★ 連絡先電話番号:	048 - 1234 - 5678 (例: 03-1111-2222)	
	★ 開業年月日:	1930/8/1	



#### 【4・5・6月分申請状況】を入力してください。

- ※酒類協力支援金(4、5、6月分)の申請が済んでいる場合は、以下の情報は入力いただく必要はありません。
- ⑥所有免許情報及び酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコピー又は写真
- ③振込先口座情報及び酒類協力支援金の振込先の金融機関名・コード、支店名・コード、 預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳等のコピー又は写真
- ④-1 売上が確認できる書類のコピー又は写真(【基準月】確定申告書類) 注)事務手続き上必要となりますので、対象月(7月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(6月)の同書類も提出してください。なお、6月分の酒類協力支援金の申請が済んでいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。

【4・5・6月分申請状況】
* 4・5・6月分申請状況: ○ 申請済み ○ 未申請
【所有免許情報】※酒類協力支援金(4、5、6月分)の申請が済んでいる場合は、改めて入 力いただく必要はありません。
【酒類販売免許】氏名又は名称:
【酒類販売免許】販売場名称:
【酒類販売免許】販売場の所在地:
【酒類製造免許】製造者名:
F200 000 00 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

酒類の製造又は販売にかかる免許の情報を以下に記入してください。

- ※入力例に従って申請者情報登録を行ってください。
- ※登録後は変更はできませんので、ご注意ください。

申請者の免許情報を確認するため、登録されている正確な情報を記載してください。

	【所有免許情報】	
	【酒類販売免許】氏名又は名称:	株式会社埼玉産業
	【酒類販売免許】販売場名称:	●●ショップ▲▲店
<b>見名から入力してください。</b>	【酒類販売免許】販売場の所在地:	埼玉県さいたま市● ●区1-2-3
	【酒類製造免許】製造者名:	
	【酒類製造免許】製造場名称:	
	【酒類製造免許】製造場の所在地:	

販売場又は製造場が複数ある場合は、 主要なものを1つお書きください。

- 2.すべての必要項目を入力し、必要ファイルをアップロードし、「確認画面へ」をクリック
- 3.内容に間違いが無ければ「登録」をクリックし、申請者情報登録は完了です。
- ※申請手続きは完了しておりません。引き続き次ページ以降の順序で手続きが必要です。

口座名義・口座番号 の申請が済んでいる場合は、アップロードに ※酒類協力支援金(4、5、6月 く必要はありません。 ファイルを選択 選択されていません ファイルを選択 選択されていません ④-1 売上が確認できる書類のコピー又は写真(【基準月】確定申告書類) (注)事務手続き上必要となりますので、対象月(7月)の売上減少率が15%以上30%未満の場 添付書類については 合は、前月(6月)の同書類も提出してください。なお、6月分の酒類協力支援金の申請が済ん でいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。 P 2 ~ P4をご確認の上、 (中小法人等の場合) アップロードをお願いします。 法人税の確定申告書別表一の控え ・法人税の事業概況説明書の控え(両面) (個人事業者の場合) 所得税の確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書(2枚)(青色申告の場合に限る) ※確定申告書は基準月が含まれているものが必要です。 ※確定申告書第一表の控えには収受印が押印(税務署でe-Taxで申告した場合は、受付日 時が印字)されていること、自宅からe-Taxで申告した場合は受信通知(メール詳細)の添付が 必要です。 ※提出いただく確定申告書の受付日以降に法人の情報が変更されている場合は、法人の 履歴事項全部証明書を併せて提出してください。 ※酒類協力支援金(4、5、6月分)の申請が済んでおり、確定申告書類が同一である 場合は、アップロードしていただく必要はありません。 ファイルを選択 選択されていません ⑥酒類販売業免許又は酒類製造免許を有することが分かる書類のコピー又は写真 ※酒類協力支援金(4、5、6月分)の申請が済んでいる場合は、アップロードしていただ く必要はありません。 ※例:酒類販売業免許通知書、酒類製造免許通知書、酒類販売業免許資格証明書 等

注)「④-2 売上が確認できる書類のコピー又は写真【対象月】帳薄書類、売上台帳等」

ファイルを選択 選択されていません

「⑤ 酒類の提供停止を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真」

戻る

「⑦ 国月次支援金の給付通知書 (月次支援金の振り込みのお知らせ)のコピー又は写真」

# 3.誓約事項確認

1.自動で誓約事項確認ページに遷移いたします。 誓約事項本文が下記に表示されない場合は、お手数をお掛け致しますが、「誓約事項」と いう表示をクリックしてください。



### 3.誓約事項確認

- 2.誓約事項の内容をご確認頂き、選択欄のチェックボックス<u>3か所を全て</u>クリックし、 チェックを入れてください。
- 3.下部の「承諾する」ボタンをクリックして、誓約事項への同意は完了となります。

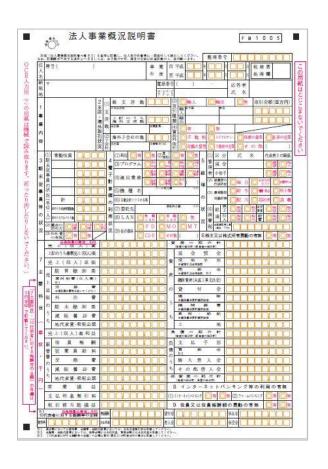


#### 7月分を申請

- 1.国月次支援金を受給している(売り上げが50%以上減少している場合)か「はい」「いいえ」のどちらかを選択してください。
- 2.前項で「はい」を選択された方は申請番号を入力してください。
- 3.2021年の売上と比較するための基準とする年を「2019年」「2020年」から選択してください。
- 4.「基準とする年の7月の売上(A)」をご入力ください。(※月間売上の確認方法は次ページ)
- 5.「2021年7月の売上(B)」をご入力ください。
- 6.自動で減少額や申請金額が表示されますので、ご確認ください。

7月分の酒類協力支援金について						
(1)						
国月次支援金を受給している(売り上げが50%以上減 少している場合) ★			v			
申請番号						
(2) 事業収入	(売上高)の減少額		_			
基準とする年	基準とする年★			○2019年 ○2020年		
基準とする年の7月の売上(A)(半角数字のみ)★						
2021年7月の売上 (B) (半角数字のみ) ★						
売上減少額(	売上減少額(A)-(B)					-円 (C)
売上減少率(	売上減少率(1%未満切り捨て)(C)÷(A)× 100			-% (15%以上であること)		
	/ I \					
※記載する内容	※売上額の確認は次ページ参照 ※記載する内容は、添付書類と 一致させてください。 次支援金受給額 い」を選択した人のみ。					-円
— 一致させて — _						-円
	② 売上減少率に基づく上限額					
申請金額	・中小法人等の場合 15%以上50%未満 50%以上70%未満 70%以上90%未満 90%以上:50万円	: 20万円 : 0円 : 30万円	50%以上70%未満:0円			
	①と②のいずれか低い方の金額(千円未満切り捨て)				0円	

- 1. 基準月(2019年又は2020年7月)の売上確認について
  - (1)中小法人等の売上を確認する場合 「法人事業概況説明書」にて月別の売上高を確認し、入力フォーム「基準とする年の 7月の売上(A)」に入力してください。
  - ※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、除いてください。



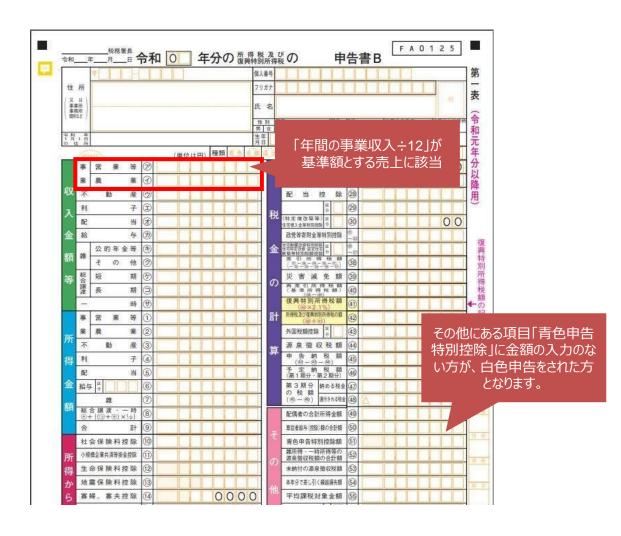


#### 1. 基準月(2019年又は2020年7月)の売上確認について

- (2)個人事業者 (青色申告) の売上を確認する場合 「青色申告決算書」にて月別の売上高を確認し、入力フォーム「基準とする年の7月の売上(A)」に入力してください。
- ※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、除いてください。



- 1. 基準月(2019年又は2020年7月)の売上確認について
  - (3)個人事業者 (白色申告) の売上を確認する場合 提出書類「所得税の確定申告書第一表の控え」にて売上確認を行います。 月間の事業収入ではなく、「年間の個人事業収入÷12」により算出した額が7月基準額となります。この額を入力フォーム「基準とする年の7月の売上(A) に入力してください。
  - ※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、除いてください。



#### 2. 対象月(2021年7月)の売上確認について【中小法人等・個人事業者共通】

売上台帳等(売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類)にて確認を行います。この額を入力フォーム「2021年7月の売上(B)」に入力してください。

※売上に、国や地方公共団体による新型コロナウイルス対策に関連する給付金や補助金等(持続化給付金、家賃支援給付金、埼玉県中小企業・個人事業主支援金、埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金等)が含まれる場合は、当該現金給付の額を除いて売上の金額を算出します。

#### (例)売上台帳

2021年7月

売上日	摘要		売上	
4月1日	○○店	商品A	11,000	
4月5日		商品B	55,000	
4月12日	(株)◆◆	商品A	38,500	
4月20日	〇〇〇協力金		100,000	
4月19日	(株)◆◆	商品A	55,000	
4月26日	(株)◆◆	商品B	55,000	
4月30日	◇◇◇店	商品A	165,000	
4月計			479,500	

売上高を確認 ※確定申告書の売上高に記載するものと同様の方法で算出したもの。

479,500-100,000(○○○協力金)=

379,500

**:**X:

対象

※新型コロナウイルス対策に関連する給付金等は売上に計上しない

※「埼玉県感染防止対策協力金」及び「埼玉県大規模施設等協力金」の 給付を受けている、もしくは給付を受けていなくても給付対象となっている 場合は本協力支援金の対象外となりますので、ご注意下さい。

8. **2019年又は2020年**の**7月**の取引先飲食店の情報を入力してください。

#### ※記載する品名等の内容は、添付書類の内容と一致させてください。

添付書類→⑤酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真

(例) 請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など





## 4.申請 ファイルアップロード

- 9.赤枠内にて該当項目のみをアップロードしてください。
- 10.全て入力、アップロードが完了したら、「登録」ボタンをクリックして、申請は完了です。

(注)事務手続き上必要となりますので、対象月(7月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(2021年6月)分の売上が確認できる書類(帳簿書類、売上台帳等)を提出してください。

添付書類については P2~P4をご確認の上、 アップロードをお願いします。 ※アップロードファイルの容量制限は9ファイル合計で20MBになります。 20MBを超える場合はメール添付にて事務局までお送り下さい。

#### ④-2 売上が確認できる書類のコピー又は写真【対象月】帳薄書類、売上台帳等★

(注)事務手続き上必要となりますので、対象月(7月)の売上減少率が15%以上30%未満の場合は、前月(2021年6月)分の売上が確認できる書類(帳簿書類、売上台帳等)も提出してください。なお、6月分の酒類協力支援金の申請が済んでいる場合は、改めて提出していただく必要はありません。

- ※基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が記載されているものを提出してください。
- ※形式の指定はありません。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

# ⑤ 酒類の提供停止等を伴う休業・時短営業要請に応じた飲食店等と反復継続した取引をしていることがわかる書類のコピー又は写真

(例)請求書、納品書、領収書、帳簿書類、取引をしている通帳など

※添付書類の当該部分が分かるように、マーカー等で印を付けてください。

※間接取引の場合は、 販売する商品が飲食店等に届いていることを確認できるものを提出 してください。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

#### ⑦ 国月次支援金の給付通知書 (月次支援金の振り込みのお知らせ)のコピー又は写真

※売上減少率が50%以上の月がある場合のみ提出してください。

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません

ファイルを選択 選択されていません



ご登録後、申請内容の修正・添付ファイルの修正がオンライン上で変更できなくなります。 ご登録前に今一度ご確認お願いします。

※修正等ございましたら、メールにてお問合せ下さい。 (※必ずお問い合わせ番号:005278-××××××(7桁)をご記載下さい)

# 5.申請内容確認 ログイン

1.TOPページに左上の「ログイン」ボタンをクリックしてください。

#### 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(7月分)



#### **NEWS & TOPICS**

#### 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金(7月分)

申請期間: 2021/9/9(木)~2021/12/15(水)

#### 概要

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金の<u>申請要領はこちら</u>をご確認ください。 なお、事業の詳細については埼玉県ホームページ<u>「埼玉県酒類販売事業者等協力支援金に</u> ついて」よりご確認ください。(外部サイトにリンクしています。)

#### 給付対象者

- ・2021年7月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で15%以上減少している事業者(売上減少率が50%以上70%未満の場合を除く)
- ・2021年7月の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している場合は、国月次支援金を受給している事業者

#### 申請方法について

新規申請をする方は申請要領を確認の上、 「こちらの支給対象の確認」から申請をしてください。

申請方法については<u>オンライン申請マニュアル(PDF)</u>より、ご確認ください。 ※随時更新予定

当ページからの申請は全てオンラインにて入力し、関係書類は全てデータ化し提出をして ください。

# 5.申請内容確認 ログイン

- 2.申請時にご登録いただいたID(E-mailアドレス)とパスワードをご入力ください。
- 3.ログインが完了すると、自動で遷移致します。



### 5.申請内容確認

- 4.画面左側メニューバーより「申請確認」をクリック
- 5.受付番号をクリックすると、申請済み内容の確認ができます。
- ※現在の審査状況は「審査の状況」項目にて、ご確認ください。





# 問合せ先

### 問合せ先

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事務局 コールセンター

電話番号:048-658-7701

受付時間:午前9時から午後6時まで(土日・祝日を含む)

e-mail: saitama\_shuruihanbai@nta.co.jp